

○茨城県立医療大学部室等使用要項

〔平成7年4月6日〕
第1回教授会

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学施設等管理規程(平成7年医療大訓第18号)第13条の規定により、茨城県立医療大学(以下「本学」という。)の部室及び集会室(以下「部室等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 部室等は、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生が課外活動及び福利厚生为目的で使用する場合
- (2) 本学教員が福利厚生为目的で使用する場合(集会室に限る。)
- (3) その他施設管理責任者(本学事務局長)が特に許可した場合

(使用時間)

第3条 部室等を使用できる時間は、原則として午前8時から午後10時までとする。

(部室等使用の承認)

第4条 部室等を使用しようとする場合は、あらかじめ施設管理責任者に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 部室等の使用を承諾した者には、使用承諾書を交付する。

(部室の長期使用)

第5条 部室の長期使用は、原則として1年間とする。ただし、年度の中途において使用承諾書を交付された場合には、交付の日から交付の日に属する年度の末日までとする。

- 2 施設管理運営上特に支障のない限り、部室の使用を更新することができる。

(留意事項)

第6条 部室等の使用にあたっては、室内外の清潔の保持、整理・整頓に心がけ、特に火災、盗難の予防に留意しなければならない。

- 2 部室は、火気厳禁とする。
- 3 使用者は、使用が終了したときは、部室等を原状に復して返還しなければならない。

(使用承諾の取消し又は変更)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設管理責任者は使用承諾の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 承認条件に違反したとき。
- (2) 本学の教育研究及び行事等に支障があると認められたとき。

(損害賠償)

第8条 部室等を使用する者は、故意又は重大な過失により建物、設備及び備品等を破損し、又は滅失した場合は、施設管理責任者の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、部室等の使用に関し必要な事項は、施設管理責任者が別に定める。

付 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。